

第169号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構定款の変更について」に対する附帯決議

本議案は、市立市民病院及び成人病センターの名称変更に伴い、地方独立行政法人長崎市立病院機構定款を変更しようとするものである。

市立市民病院の名称変更に係る議案については、さきの6月市議会定例会において否決されたところであるが、市と地方独立行政法人長崎市立病院機構の連携不足は否めず、名称変更の必要性や思い、新名称と病院が目指す方向性との整合性などの議会への説明は不十分だったと言わざるを得ない。

また、長年慣れ親しんだ「市民病院」に変わる新名称が市民へ定着するのかや重要課題としている医師を初めとした医療スタッフの確保などが懸念されるところである。

現在、新市立病院の建設を進めているところであり、平成26年2月の第Ⅰ期開院に合わせて、新市立病院が目指す方向性である高度・急性期医療の充実、マグネットホスピタルとしての機能強化などの思いを込めた名称に変更し、職員一丸となって取り組みたいということは一定理解できる。

よって、市立市民病院及び成人病センターの名称変更に当たっては、新名称の市民への浸透に努めるとともに、市と同機構のさらなる連携の強化を図り、一体となって新名称に込められた目指す方向性に沿った病院の実現に強い意志をもって取り組まれるよう強く要請する。

平成25年12月18日

長崎市議会